

鳥取県屋外広告物条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第27号

鳥取県屋外広告物条例等の一部を改正する条例

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第1条 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示、追加条項等並びに別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後	改正前
目次 第1章 総則(第1条・ <u>第1条の2</u> ) 第2章及び第3章 略 第4章 屋外広告業の登録等(第10条の2 <u>第10条の18</u> ) 第5章 略 第6章 罰則(第17条 - <u>第22条</u> ) 第7章 雑則( <u>第23条</u> - <u>第25条</u> ) 附則  (定義) <u>第1条の2 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</u>  第2章 広告物等についての規制  (禁止) 第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27	目次 第1章 総則(第1条) 第2章及び第3章 略 第4章 屋外広告業の届出等(第10条の2 <u>第10条の5</u> ) 第5章 略 第6章 罰則(第17条 - <u>第19条</u> ) 第7章 雑則( <u>第19条の2</u> - <u>第21条</u> ) 附則  第2章 広告物等についての規制  (禁止) 第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27

条の規定により指定された国宝及び重要文化財並びに鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定により指定された鳥取県指定保護文化財の周囲で、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長又は鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置される生活環境部を構成する内部組織の長。以下同じ。））が指定する範囲内にある地域

(2)～(7) 略

2 略

3 次に掲げる物件に、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

(1)及び(2) 略

(制限)

第3条 次に掲げる地域又は場所（前条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。）において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1)～(4) 略

2及び3 略

(適用の除外)

第3条の2 略

2 次に掲げる広告物等については、第2条第1項及び前条の規定は、適用しない。

(1)及び(2) 略

(3) はり紙又ははり札等で規則で定める基準に適合するもの

(4)及び(5) 略

3 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又はこれを掲出する物件（前項第1号に掲げるものを除く。）のうち知事の許可を受けたものについては、第2条第1項の規定は、適用しない。

4 略

(告示)

第7条 知事は、第2条第1項第1号、第3号、第4

条の規定により指定された国宝及び重要文化財並びに鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定により指定された鳥取県指定保護文化財の周囲で、知事が指定する範囲内にある地域

(2)～(7) 略

2 略

3 次に掲げる物件に、はり紙、はり札又は立看板を表示してはならない。

(1)及び(2) 略

(制限)

第3条 次に掲げる地域又は場所において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1)～(4) 略

2及び3 略

(適用の除外)

第3条の2 略

2 次に掲げる広告物等については、第2条第1項及び前条の規定は、適用しない。

(1)及び(2) 略

(3) はり紙又ははり札で規則で定める基準に適合するもの

(4)及び(5) 略

3 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置を表示するための広告物又はこれを掲出する物件（前項第1号に掲げるものを除く。）のうち知事の許可を受けたものについては、第2条第1項の規定は、適用しない。

4 略

(告示)

第7条 知事は、第2条第1項第1号、第3号若しく

号若しくは第7号若しくは第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止するときは、その旨を告示するものとする。

(広告物等の表示の方法等の基準)

第7条の3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及び掲出物件の形状その他設置の方法並びにこれらの維持の方法について別表で定める基準に従い、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又は管理しなければならない。

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3若しくは前条第1項の規定若しくは第3条第3項(第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。)の規定により許可に付した条件(以下この項において「条件」という。)に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 略

#### 第4章 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第10条の2 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

は第4号若しくは第3条第1項第1号若しくは第3号の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止するときは、その旨を告示するものとする。

(広告物等の表示の方法等の基準)

第7条の3 広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準及び掲出物件の形状その他設置の方法の基準並びにこれらの維持の方法の基準は、規則で定める。

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項若しくは前条第1項の規定若しくは第3条第3項(第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。)の規定により許可に付した条件(以下この項において「条件」という。)に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 略

#### 第4章 屋外広告業の届出等

(屋外広告業の届出)

第10条の2 屋外広告業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その代表者の氏名

(4) 第10条の4第1項に規定する講習会修了者等の氏名及びその所属する営業所の名称

(5) その他規則で定める事項

2 屋外広告業を営む者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったとき、又は屋外広告業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を

知事に届け出なければならない。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分が行われなるときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分が行われるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録が行われたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所

(5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、登録申請者が第10条の5第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第10条の4 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)

第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

(1) 第10条の15第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(2) 登録を受けて屋外広告業を営む者(以下「屋外広告業者」という。)で法人であるものが、第10条の15第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(3) 第10条の15第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第10条の3第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第10条の6 屋外広告業者は、第10条の3第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。ただし、当該届出が前条第1項第5号から第7号までに規定する法定代理人、役員又は業務主任者の変更に係るものである場合において、当該変更後に当該屋外広告業者が当該各号のい

いずれかに該当することとなるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により知事に提出する届出書には、同項の規定による届出に係る事項が前条第1項各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第10条の7 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(廃業等の届出)

第10条の8 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人の代表者であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 県内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人の代表者

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第10条の9 知事は、前条第2項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第10条の15第1項の規定により登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消するものとする。

(講習会)

第10条の10 略

(業務主任者の選任等)

第10条の11 屋外広告業者は、第10条の3第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主

(講習会)

第10条の3 略

(講習会修了者等の設置)

第10条の4 屋外広告業を営む者は、その営業所ごとに、前条第1項の講習会の課程を修了した者又は次

任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者

(3) 他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う法第10条第2項第3号ロの講習会の課程を修了した者

(4) 略

(5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関する業務を行うものとする。

(1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第10条の13に規定する帳簿の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、屋外広告業の業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第10条の12 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第10条の13 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第10条の14 知事は、県内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

のいずれかに該当する者(以下「講習会修了者等」という。)を置かなければならない。

(1) 他の都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う法第9条第1項の講習会の課程を修了した者

(2) 略

(3) 知事が前条第1項の講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有すると認められた者

2 知事は、講習会修了者等の置かれていない営業所について、当該営業所の属する屋外広告業を営む者に対し、期間を定めて、講習会修了者等を置くことを命ずることができる。

(指導、助言及び勧告)

第10条の5 知事は、屋外広告業を営む者に対し、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第10条の15 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- (2) 第10条の5第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第10条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消し、又は営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を屋外広告業者に通知するものとする。

(監督処分簿の備付け等)

第10条の16 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供するものとする。

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載するものとする。

(報告及び検査)

第10条の17 知事は、特に必要があると認めるときは、県内で屋外広告業を営む者に対し、その営業につき、必要な報告を求め、又はその命じた者に営業所その他その営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(登録手数料)

第10条の18 登録申請者は、1件につき1万円の手料を納めなければならない。



第6章 罰則

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の2第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第10条の2第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第10条の15第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第18条 略

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1)~(4) 略
- (5) 第10条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第10条の11第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第10条の17第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第17条から前条までに規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

第6章 罰則

(罰則)

第17条 略

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1)~(4) 略
- (5) 第10条の2第1項の規定による届出をしないで屋外広告業を営んだ者
- (6) 第10条の2第2項の規定による届出をせず、又は同条第1項若しくは第2項の規定による届出について、虚偽の届出をした者
- (7) 第10条の4第2項の規定による命令に違反した者

第18条の2 第9条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の

人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第10条の8第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第10条の12の規定による標識を掲げない者
- (3) 第10条の13の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

#### 第7章 雑則

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第23条 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務(倉吉市の区域に係るものに限る。)は、倉吉市が処理することとする。

2 倉吉市の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(経過措置)

第24条 略

(委任)

第25条 略

#### 附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

3～6 略

(この条例の失効)

7 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第7条の3関係)

広告物等の表示の方法等の基準

- 1 広告物等(当該広告物等に付随して設置される支柱、照明その他の設備を含む。以下同じ。)が倒壊、剥離、破損、落下又は傾斜をする蓋然性の高

罰金刑を科する。

#### 第7章 雑則

(経過措置)

第20条 略

(委任)

第21条 略

#### 附 則

1 略

2 略

3～6 略

<p>いものでないこと。</p> <p>2 広告物等が道路の路面上に突き出して設置される場合には、次に掲げる基準に該当するものであること。ただし、自己の氏名等を表示するための広告物等について、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 路面から広告物等の下端までの高さが、歩道と車道の区別のない道路及び道路の車道の部分にあっては4.7メートル以上、道路の歩道の部分にあっては2.5メートル以上であること。</p> <p>(2) 突き出し部の長さが0.6メートル（道路の歩道の部分に突き出す広告物等で、路面から広告物の下端までの高さが4.7メートル以上であり、かつ、建築物の構造、外観等を勘案して美観風致上及び危害防止上支障がないと認められる場合は、1.2メートル）以下であること。</p> <p>3 広告物等が信号機又は道路標識の効用を妨げないこと。</p> <p>4 広告物の上端の位置が地上から10メートルを超え、かつ、表示面積が30平方メートルを超える広告物については、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、第3条第1項に規定する地域又は場所のうち規則で定める地域又は場所にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 1面の表示面積の2分の1を超えて、規則で定める彩度以上の色を使用しないこと。</p> <p>(2) 広告物に照明、ネオンその他人工の光源を用いる場合には、これらを移動させ、点滅させ、又は回転させないこと。</p> <p>5 その他規則で定める事項を遵守すること。</p>	
--	--

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村(倉吉市を除く。)	33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村

(1)~(10) 略		(1)~(10) 略	
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第2条第1項第1号の改正 平成19年4月1日

(2) 第1条中目次の改正(「・第1条の2」を加える部分を除く。)、第2条第3項、第3条の2第2項第3号、第7条の3、第8条第1項、第4章、第6章及び第7章の改正並びに別表を加える改正並びに第2条の規定 平成19年10月1日

(適用区分)

2 第1条による改正後の鳥取県屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第2条第3項、第3条の2第2項第3号、第7条の3及び第8条第1項の規定は、平成19年10月1日(以下「実施日」という。)以後に表示され、又は設置される広告物等(実施日前に表示され、又は設置されたが、実施日以後に、当該表示若しくは設置の場所の変更又は新たな広告物等の表示若しくは設置と同等と認められる表示若しくは設置の方法の変更が行われる広告物等(以下「全面更新広告物等」という。)を含む。)について適用し、同日前に表示され、又は設置された広告物等(全面更新広告物等を除く。)については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 実施日の前日において第1条による改正前の鳥取県屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第10条の2の規定に基づく届出をして屋外広告業を営んでいる者(以下「届出業者」という。)は、実施日から6月間(当該期間内に新条例第10条の5第1項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日の前日までの間)は、新条例第10条の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定による登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。届出業者が、実施日から6月を経過する日までに当該登録の申請をした場合において、同日までに当該申請に対する登録又は登録の拒否の処分が行われないうちも、当該処分が行われるまでの間は同様とする。

4 届出業者に係る変更等の届出、講習会修了者等の設置並びに指導、助言及び勧告については、実施日から6月間(当該期間内に新条例第10条の5第1項の規定に基づく登録の拒否の処分があったとき、及び当該期間内に新条例第10条の2第1項の規定による登録の申請をし、当該期間の経過後に当該申請に対する登録又は登録の拒否の処分が行われたときは、それらの処分が行われる日の前日までの間)は、旧条例第10条の2第2項、第10条の4及び第10条の5の規定の例による。

5 実施日の前日において旧条例第10条の4第1項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第10条の11第1項各号に掲げる者とみなす。

6 実施日前に行われた行為及び届出業者が実施日以後附則第4項に規定する期間内にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。